

参考32 湖沼水質保全に関連する各種支援施策について

環境省関係

浄化槽設置整備事業

市町村が生活雑排水対策を推進する必要がある地域において、浄化槽の計画的な整備を図るためその設置又は改築を行う者に対し、設置又は改築に要する費用を助成する事業を行っている場合に、その費用の一部を補助する制度。

浄化槽市町村整備推進事業

生活排水対策を緊急に推進する必要がある地域において、市町村自らが設置主体となって浄化槽の面的整備を行う事業に対し、国庫補助を行う事業。

国土交通省関係

浚渫事業（直轄河川環境整備事業・河川環境整備補助事業）

窒素・燐等の栄養塩類を多く含む底泥の浚渫を行い、栄養塩類の溶出を防ぎ、湖沼水質の改善を図るもの。

植生浄化事業（直轄河川環境整備事業・河川環境整備補助事業）

水生植物による汚濁物質除去のメカニズムを活用し湖沼の直接浄化を行うもの。

曝気循環事業（直轄河川環境整備事業）

曝気循環装置等を整備し水を循環させることにより、カビ臭の原因である 2MIB を生産する緑藻の発生しない環境を形成、維持するもの。

覆砂事業（直轄河川環境整備事業）

良質な土砂で覆砂を行うことにより、汚濁した底泥からの窒素・燐等の栄養塩類の溶出を抑制する。

流入河川の直接浄化事業（直轄河川環境整備事業・河川環境整備補助事業）

湖沼の汚濁の原因となっている流入河川において、濾過等により河川の直接浄化等を行い湖沼における汚濁負荷の削減を図る。

導水事業（直轄河川環境整備事業）

治水及び利水事業と併せて、流量の豊富な河川から汚濁の進んだ湖沼への浄化用水を導入し、湖沼の水質の改善を図る。

下水道事業

湖沼水質保全特別措置法に基づく指定湖沼地域等の重要水域に係る一般市及び町村の污水管きょ整備について補助対象範囲の拡充をはかった。特に高度処理等を行う場合はさらに補助事業採択要件を緩和している。

農林水産省関係

適正施肥の指導

地力増進法に基づく「地力増進基本指針」等において、環境に悪影響を及ぼさないような適正な施肥について指導。

持続性の高い農業生産方式の導入の促進

「持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律」に基づき、土壌診断に基づく土づくり、化学肥料低減技術等の導入を促進。

家畜排せつ物の管理の適正化

家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律（以下「家畜排せつ物法」という。）に基づく「管理基準」に従った、家畜排せつ物の適正な処理及び保管を、平成16年11月から義務付け。

家畜排せつ物の適正な管理に必要な家畜排せつ物処理施設（たい肥舎、液肥化施設、貯留槽、汚水処理施設等）を重点的に整備。

家畜排せつ物の利用の促進

家畜排せつ物法に基づく「基本方針」及び都道府県により定められた都道府県計画において、家畜排せつ物の利用を促進。

固形状の排せつ物については、たい肥化による減量化及び脱窒を図った上で農地還元利用することにより、生糞尿の還元と比較して環境負荷量を低減。また、炭化、メタン発酵等のエネルギー利用のための施設についても整備。

農業集落排水事業

農業集落におけるし尿、生活雑排水等の汚水、汚泥又は雨水を処理する施設若しくはそれらの循環利用を目的とした施設の整備。

森林整備事業

森林所有者等による造林、保育、間伐等の森林施業を助長することにより、水質浄化、水量調節等の森林の有する多面的機能の発揮を図る。

保安林の整備

水源のかん養等の機能の発揮が特に求められる森林を保安林として指定し、土地の形質の変更等の規制等により、水質の保全又は水量の安定的確保を図る。

治山事業

水源かん養保安林等において、複層林の造成や浸透促進施設の設置等を実施し、森林の有する水源かん養機能等の多面的機能の維持・増進を図る。

森林から流出する渓流水質の調査

森林が渓流水質や流出量に及ぼす影響等を把握するため、長期的な観測を実施。

内水面の魚類養殖における汚濁負荷対策のための指針策定

内水面養殖における、適正収容量、適正給餌法、排水管理等について定めた、内水面養殖管理指針を策定。

内水面環境活用総合対策事業（水産資源環境施設整備事業）

陸上の魚類養殖施設（共同利用施設）に係る給排水を浄化し、飼育水の有効利用や排水による河川水への汚染負荷の削減を行うための沈殿物や生物ろ過槽などの給排水等処理施設の整備。

都道府県単独事業(指定湖沼関係府県での例)

[茨城県]

霞ヶ浦方式浄化槽設置促進事業

霞ヶ浦等湖沼の富栄養化防止のため、窒素やりんが除去できる高度処理浄化槽、浄化槽システムに対し補助を行う。

霞ヶ浦環境センター(仮称)整備事業

霞ヶ浦などの県内の湖沼・河川の水環境の保全のほか、大気汚染や化学物質を扱う環境保全の総合的な拠点として、調査研究、環境学習、市民活動との連携、交流・情報提供の機能を有する「霞ヶ浦環境センター(仮称)」の整備を進める。

霞ヶ浦バイオマスリサイクル開発事業

文部科学省の事業採択を受け、有機系廃棄物のエネルギー化と炭化等の総合リサイクルシステムを構築するため、筑波大学、(独)国立環境研究所や企業との共同研究を推進し、水質浄化、CO₂削減、新産業創出を目指す。

水郷県民の森整備事業

県民に緑と自然を提供する新たな緑化拠点として、「水郷県民の森」を整備する(平成17年全国植樹祭会場)。

霞ヶ浦「百万人の湖」推進事業

霞ヶ浦に流入する河川の上流から下流までのそれぞれの地域が抱える、異なる実情や課題を互いに理解し、流域百万人が一体となって水質浄化に取り組めるよう、新たな浄化運動の仕組みづくりと活動支援を進める。

市町村下水道整備支援事業

市町村が実施する単独及び国補管渠事業に対し補助を行う。

[千葉県]

浄化槽設置整備事業

単独処理浄化槽を合併に転換する場合の補助制度。通常の合併処理浄化槽設置補助に上乗せ補助をおこなう。

浚渫事業

下手賀沼で単独事業として実施。

森林機能強化対策事業

森林機能の強化を図るため、国庫補助事業の採択要件に満たない面積について実施。森林育成整備事業(森林組合、市町村)に対し補助する。印旛沼流域で実施

さわやか畜産総合展開事業(県単)

家畜排せつ物の管理の適正化のため、国庫補助事業の採択要件に満たない地域や営農組合などが、施設を整備する場合に補助する。ただし、制度としてあるが、現在流域では未実施

[岡山県]

単県大規模浚渫工事

児島湖流入河川の底泥の浚渫を行い汚濁負荷を低減させることにより、児島湖の水質

の改善を図るもの。

児島湖環境保全対策浄化用水導入事業

旭川及び高梁川から農業用水路を利用して児島湖への浄化用水の導入を行うことにより、児島湖の水質悪化防止を図るもの。

親水公園浄化施設の整備

児島湖で県民が気軽に自然に親しむことができるよう、湖畔に「児島湖ふれあい野鳥親水公園」を整備し、その中に湖水の浄化施設を設置しているもの。

[島根県]

市町村設置型浄化槽整備計画策定等事業補助金

市町村設置型浄化槽の整備促進のため、市町村に対して、生活排水処理基本計画の改訂、事業計画の策定等に係る経費の1/2を補助する制度。

個人設置型浄化槽整備交付金（しまね市町村総合交付金）

国の補助事業により浄化槽整備を実施した市町村に対し、国庫補助基本額の6.75%を翌年度に交付する制度。

市町村設置型浄化槽整備促進交付金（しまね市町村総合交付金）

国の補助事業により浄化槽整備を実施した市町村に対し、市町村負担の1/2を翌年度から5年分割で交付する制度。

市町村設置型浄化槽適正管理・転換奨励交付金（しまね市町村総合交付金）

適正管理交付金

集合処理施設と同等の使用料金を設定した市町村に対し、維持管理にかかる交付金を1基あたり5,000円、翌年度に交付する制度。

転換奨励交付金

既に個人設置型等により設置し、個人が管理している浄化槽を市町村管理に移管した場合に交付金を1基あたり15,000円、翌年度に交付する制度。

環境保全活動支援助成金

県内で活動する民間活動団体が自発的な環境保全活動を行う際に、(財)島根ふれあい環境財団21が「しまね環境基金」を活用して、必要な経費を助成する制度。

親しみのある湖沼環境創造事業

宍道湖・中海の湖沼環境を、五感（見る、聞く、嗅ぐ、味わう、触れる）により評価する指標を作成、普及する事業。

農業集落排水事業高度処理交付金（しまね市町村総合交付金）

県条例に基づく上乘せ排水規制に対応して高度処理を実施する市町村に対して、当該処理場建設費の2.5%を交付して高度処理に係る処理場建設費の増嵩分について受益者負担の軽減を図る制度。

宍道湖・中海水産振興対策事業

貧酸素水調査、有用水産物生態調査、増養殖場関連調査、コノシロ大量へい死対策調査等の調査の実施。

穴道湖・中海水産業活性化プロジェクト事業

浮島型増養殖場造成調査、魚礁漁場造成調査、増殖場造成調査、種苗放流効果実証試験を実施。

下水道普及促進対策交付金

公共下水道、農業集落排水等の集合処理方式の下水道事業を実施する市町村等に対し、実負担分の12%から50%を翌年度から5年分割で交付する制度。